## 次期大阪府国民健康保険運営方針策定スケジュール

R2年 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R3年 1月	2月	3月	4月
- 7 H	Manual I			追加公費の考え方提示	0,7500	ni kar	R3年度 仮係数提示		R3年度確認 係数提示		05.4.5"		
6 80 6 80	MARIE SACTO DERV. II			illi nomi		14.5 (Fig.)		B R3仮係数 による試算		産定係数 よる算定 よ		SHOW	
				Inchin	運営 方針 (素案) 策定	市町村法定意見聴取	パブリックコメント		運営方針決定	納付金-標準保険料率確定			
運協開催				70.00	運協 報告			運協開催	公表 運協 開催	7.		運協開催	次期源
欠期国保運? 5針策定 スケジュール 是示 				国保運営方針 (素案作成)			031 031 051.0°	, 【諮問 【答申 	1			金·標準保 密等報告 	次期運営方針施
調整会議開催			整会議 開催		調整会議開催			調整会議開催	調整会議開催		•		施行
1000	【協議】 国保運営方針 (素案の協議)					(m)	<b>」</b> 道	 【協議】 ☑営方針 (最終)	( 仮算定 報告				- 45
				BARC	Fyllighti	-DFC3IE	eineru				(府)予	算案	
					0 11			在(机)			(市町村) 保険料率算定		

## 【参 考】国民健康保険法(抜粋)

(国民健康保険事業の運営に関する協議会)

第十一条 国民健康保険事業の運営に関する事項(この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、第七十五条の七第一項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第八十二条の二第一項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。)を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

(以下略)

## (都道府県国民健康保険運営方針)

第八十二条の二 都道府県は、都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営並びに当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の広域的及び 効率的な運営の推進を図るため、都道府県及び当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の運営に関する方針(以下「都道府県国民健康保険運営 方針」という。)を定めるものとする。

- 2 都道府県国民健康保険運営方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し
- 二 当該都道府県内の市町村における保険料の標準的な算定方法に関する事項
- 三 当該都道府県内の市町村における保険料の徴収の適正な実施に関する事項
- 四 当該都道府県内の市町村における保険給付の適正な実施に関する事項
- 3 都道府県国民健康保険運営方針においては、前項に規定する事項のほか、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
- ー 医療に要する費用の適正化の取組に関する事項
- 二 当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項
- 三 保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策その他の関連施策との連携に関する事項
- 四 前項各号(第一号を除く。)及び前三号に掲げる事項の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整その他都道府県が必要と認める事項
- 4 都道府県は、当該都道府県内の市町村のうち、当該市町村における医療に要する費用の額が厚生労働省令で定めるところにより被保険者の数及び年齢階層別の分布状況その他の事情を勘案してもなお著しく多額であると認められるものがある場合には、その定める都道府県国民健康保険運営方針において、前項第一号に掲げる事項として医療に要する費用の適正化その他の必要な措置を定めるよう努めるものとする。
- 5 都道府県国民健康保険運営方針は、高齢者の医療の確保に関する法律第九条第一項に規定する都道府県医療費適正化計画との整合性の確保が図られたものでなければならない。
- 6 都道府県は、都道府県国民健康保険運営方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該都道府県内の市町村の意見を聴かなければならない。
- 7 都道府県は、都道府県国民健康保険運営方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
- 8 市町村は、都道府県国民健康保険運営方針を踏まえた国民健康保険の事務の実施に努めるものとする。
- 9 都道府県は、都道府県国民健康保険運営方針の作成及び都道府県国民健康保険運営方針に定める施策の実施に関して必要があると認めるときは、国民健康保険団体連合会その他の関係者に対して必要な協力を求めることができる。